滋賀県物価高騰対策土地改良区等支援事業補助金交付要綱

滋耕農基　第２９９号
令和４年　７月　１日
滋耕農基　第４４２号
一部改正　令和４年１２月１３日
滋耕農基　第３３８号
一部改正　令和５年　９月　１日
滋耕農基　第１１７号
一部改正　令和６年　３月１２日
滋耕農基　第３８２号
一部改正　令和６年　９月　１日
滋耕農基　第３３８号
一部改正　令和７年　８月　１日
滋耕農基　第３９０号
一部改正　令和８年　10 月　９日

（目的）

第１条　知事は、物価高騰による電力料金の値上がりなどにより農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減を図るため、土地改良区等（土地改良区、土地改良区連合および複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体をいう。以下同じ。）が管理する、県営土地改良事業をはじめとする県から補助を受けて造成された農業水利施設に要する令和８年度の電気料金に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象施設、補助金額および事業主体）

第２条　補助対象施設は、県営土地改良事業または県の補助を受けて造成した農業水利施設とし、対象とする電気料金は令和８年４月電気料金から令和８年９月電気料金までとする。

２　補助金の額は、電気料金増嵩額の土地改良区等負担相当分のうち３分の２以内とし、その算定方法は別紙１のとおりとする。

３　事業主体は、電力料金を負担している土地改良区等とする。

（事業の採択）

第３条　事業を実施しようとする事業主体は、採択申請書（別記様式第１号）を令和８年 11 月 30 日までに次に掲げる書類を添え知事に提出するものとする。

（１）事業計画書

２　知事は、採択申請書の内容を審査のうえ対象施設を決定し、採択通知書（別記様式第２号）により事業主体へ採択内容を通知するものとする。

３　事業主体は、事業を中止しようとするときは、速やかに事業中止申請書（別記様式第３号）を知事に提出し、承認を得るものとする。

（補助金交付申請および実績報告）

第４条　事業主体は、規則第３条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（別記様式第４号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１） 出来高調書（別記様式第５号）

（２） 役員名簿等または構成員名簿等（土地改良区、土地改良区連合以外の場合のみ）

２　知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査するものとし、補助金の交付を決定した場合は、別記様式第６号により通知するものとする。

３　規則第 12 条に規定する補助金の実績報告は、第１項の補助金交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

４　事業主体は、第１項の申請書を提出するにあたっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の額の確定および請求）

第５条　規則第 13 条に規定する補助金の額の確定は、前条第２項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。

（標準事務処理期間）

第６条　標準事務処理期間は、次のとおりとする。

（１） 規則第４条の規定による補助金等の交付の決定
　　規則第３条の規定による申請があった日から起算して 60 日以内

（書類の経由）

第７条　事業主体は、規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類を所管の農業農村振興事務所長あて提出するものとする。

（帳簿等の保存期間）

第８条　事業主体は、事務に関する帳簿および書類を当該事業終了の翌年度から起算して５年間整備保存しなければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第９条 事業主体は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控

除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が０円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第７号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 10 条　事業主体は、第３条の規定に基づく採択申請、第４条の規定に基づく交付申請、第９条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。

付　則

この要綱は令和５年９月１日から施行し、令和５年度分の補助金に限り適用する。

付　則

１．この要綱は令和６年３月１２日から施行し、令和５年度分の補助金に限り適用する。

２．この通知による改正前の本要綱により実施する事業については、なお従前の例による。

付　則

この要綱は令和６年９月１日から施行し、令和６年度分の補助金に限り適用する。

付　則

この要綱は令和７年８月１日から施行し、令和７年度分の補助金に限り適用する。

付　則

この要綱は令和８年 10 月９日から施行し、令和８年度分の補助金に限り適用する。

別紙１　補助金額の算定方法

（１）事業主体に対する補助金の額の算定は、次のとおり行うものとする。
補助金の額　＝（令和８年度の電気料金－令和３年度電気料金相当額－従来補助相当額－その他補助金等の額）×２／３

令和３年度電気料金相当額　＝　令和３年度基本料金相当額＋令和３年度従量料金相当額
令和３年度基本料金相当額　＝　令和８年度の基本料金／基本料金高騰率
令和３年度従量料金相当額　＝　令和８年度の従量料金／従量料金高騰率

（２）令和８年度の高騰率は次のとおりとする。
ア　基本料金高騰率　＝　令和８年度　４月から９月までの基本料金単価の平均値／令和３年度　４月から９月までの基本料金単価の平均値
イ　従量料金高騰率　＝（令和８年度　４月から９月までの電力量料金単価の平均値＋燃料調整単価の平均値＋市場価格調整単価の平均値＋再エネ賦課金単価の平均値）／（令和３年度　４月から９月までの電力量料金単価の平均値＋燃料調整単価の平均値＋再エネ賦課金単価の平均値）

（３）従来補助相当額とは、電気代高騰額に対する水利施設管理強化事業（水利施設管理事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け２農振第 3534 号））の一般型、連携管理保全型、特別型の渇水高温対策および基幹水利施設管理事業（基幹水利施設管理事業実施要綱（平成８年７月 31 日付け８構改 A 第 595 号））の一般型による補助金相当額をいう。

（４）その他補助金等の額とは、農業水利施設省エネルギー化推進事業の補助金相当額および県が交付する補助事業のうち電気料金高騰分に対する助成金のほか、市町が単独で交付する電気料金高騰分に対する助成金の額をいう。

（５）補助金の額の算定に係る端数処理は、次のとおりとする。
ア　補助金の額は、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ　令和３年度電気料金相当額および従来補助相当額は、小数点以下の端数は切り捨てるものとする。